

# 高知県精神障害者自立サポート基金管理運営規則

## 第1条 目的

高知県における精神障害者が地域に正しく理解され、地域社会の一員として、ともに生活しながら社会復帰や社会参加の促進を図るため、現行制度でカバーし難い当面必要な短期資金を供給し、精神保健福祉事業の効率的かつ円滑な実施に寄与することを目的とする。

## 第2条 融資対象者

- (1) 社会復帰施設等運営支援融資
  - ①精神障害者の社会復帰施設等(障害者社会復帰施設、小規模作業所等をいう)を運営している者
  - ②精神障害者に対する障害福祉サービス事業・相談支援事業・地域生活支援事業(障害者自立支援法に規定されるものをいう)を運営している者
- (2) 社会復帰施設等育成融資
  - ①精神障害者の社会復帰施設等を運営している者。
  - ②精神障害者に対する障害福祉サービス事業・相談支援事業・地域生活支援事業を行うとしようとする者、及び新たに運営しようとする者。
  - ③その他、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加に寄与する者。

## 第3条 融資対象経費

- (1) 社会復帰施設等運営支援融資
  - ①精神障害者の社会復帰施設等のための一時的な運転資金
  - ②精神障害者に対する障害福祉サービス事業・相談支援事業・地域生活支援事業を行うための一時的な運転資金
- (2) 社会復帰施設等育成融資
  - ①精神障害者に対する障害福祉サービス事業所・相談支援事業所等の設立に要する経費(設備資金、敷金、家賃等)
  - ②精神障害者の社会復帰施設等の設備整備に要する経費
  - ③精神障害者の社会復帰施設等での新たな設備投資費
  - ④精神障害者グループ等の事務局等整備費
  - ⑤講演会や研修会、バザーの開催関連費
  - ⑥その他、事業の遂行上、高知県精神保健福祉協会(以下「協会」という。)が必要と認めた経費

## 第4条 融資条件

- (1) 融資限度額 2,000千円 以内
- (2) 償還期間 1年以内  
(但し、協会が必要と認めた者については3年を限度に延長することができる。)
- (3) 融資利率 無利子
- (4) その他 補助制度に該当する者は、補助金が入った場合は速やかに返済するものとする。

## 第5条 申請手続

この自立サポート資金を受けようとする者は、必要関係書類と申請書を協会に提出しなければならない。

## 第6条 実績報告

この自立サポート資金の事業実績報告は、資金を返済した日から1か月以内に報告書を協会あてに提出するものとする。

## 第7条 その他

この規則に定めるほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この規則は、平成9年4月23日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成11年3月4日から施行する。

## 附 則

1. この規則は、平成19年2月8日から施行する。
2. この規則の施行後3年を目途として、規則の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。